

おおもり

令和6年2月20日発行 通巻第324号

法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2024.1.2.3



2024年新年賀詞交歓会 撮影者: 安野 徹洋



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



INDEX

春のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
・ようこそ新しいお仲間	
・お出かけください	
顔	4
・大田区長 鈴木晶雅 氏	
ひろば	6
賀詞広告	10
「税についての作文」	12
「税に関する絵はがきコンクール」	
TAXインフォメーション	14
令和6年度税制改正大綱	16
「広島西南法人会」	18
「ジャストワンワード」	



1月17日、渋谷セルリアンホテルにて新年賀詞交歓会を開催し、約120人が集まりました。

冒頭、齊藤会長より「能登半島地震」の犠牲者に哀悼の意を表すとともに被災地の復興を祈念されたのち、新年の挨拶をされました。

おおもり法人ニュースの表紙写真を募集します!
大森のまちの魅力を再発見できる自然の風景や、
街中をテーマにご応募お待ちしております。



春のカレンダー

3月

3月の事業

6日(水)	★見方書き方講座③13:30～16:00
13日(水)	★見方書き方講座④13:30～16:00
21日(木)	★見方書き方講座⑤13:30～16:00
27日(水)	★決算法人説明会13:30～16:30
28日(木)	★決算法人説明会13:30～16:30
	【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	3月の税務
	3/11 源泉所得税(2月分)納税
	※1月決算法人の確定申告と納税
	※7月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(2月分)納付
	※印の納付期限は2024年4月1日まで

4月

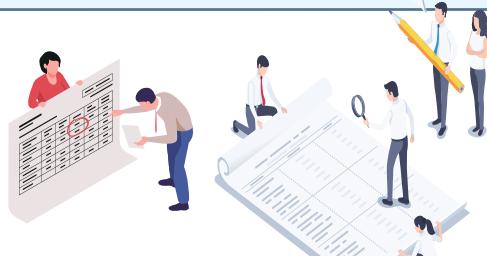
4月の事業

3日(水)	★新設法人説明会13:30～16:30
11日(木)	★決算法人説明会13:30～16:30
	【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	4月の税務
	4/10 源泉所得税(3月分)納税
	4/30 2月決算法人の確定申告と納税
	4/30 8月決算法人の中間申告と納税
	4/30 社会保険料(3月分)納付

5月

5月の事業

8日(水)	★決算法人説明会13:30～16:30
	【会場】法人会館研修室にて
check	5月の税務
	5/10 源泉所得税(4月分)納税
	5/31 3月決算法人の確定申告と納税
	5/31 9月決算法人の中間申告と納税
	5/31 社会保険料(4月分)納付



★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。
※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会10月～12月 入会者(敬称略)

日成工業(株) 〈建設業 板金工事業〉

池上 潤

大田区大森西1-17-16 (大森西第1地区)

(株)アセットホーム 〈建設業〉

石澤 良輔

大田区大森北6-22-11 国産ライトビル2F (大森北第4地区)

(有)三重精機 〈加工業〉

鈴木 基晴

大田区大森南5-3-16 (大森南第1地区)

大森南で精密機械部品の加工をしております。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

菊池商事(株) 〈野菜の卸売業〉

菊池 孝成

大田区東海3-2-6 (城南地区(東海))

(株)吉浦工務店 〈建築工事・内装工事〉

山崎 良一

大田区大森本町2-4-11 (大森北第2地区)
<https://www.yoshiura-ltd.com/group.html>



(株)東和製作所

〈産業用装置に用いるレアアースマグネット・磁気回路の製造〉

菅谷 豪洋

大田区大森西4-14-11 (大森西第2地区)
<https://www.towa-inc.co.jp/>



アスケ製作所 〈製造業〉

足助 成一郎

大田区大森南5-3-18 (大森南第1地区)

ソニアキューブ(株) 〈コールセンター事業〉

堀館 照代

埼玉県さいたま市大宮区宮町4-129 大栄ツインビルN館7F (区外)
<http://www.soniccube.co.jp/>



Membership
データ

令和6年1月末現在

管内法人数 7,766社 大森法人会員数 1,407社



眞砂宗明税理士事務所(税理士)

眞砂 宗明

大田区山王2-5-13 大森北口ビル5F (山王第1地区)

令和5年1月末に国税の職場を退職し、大森山王に開業致しました。

国税の職場に30年間在職し、主に国税局等において資産管理会社を含めた個人富裕層に係る相続税対策スキーム、海外ファンドや国際的租税回避スキームの解明などの税務調査を行ってきました。現在、外資系証券会社において相続税相談、組織再編を含めた事業承継、株式等の譲渡や買取時・ファンド組成時の税務対応に係る税務アドバイスも行っております。

特に、事業承継を得意としておりますので、相続税対策や組織再編、M&Aを含む幅広いご支援が可能ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お出かけください

★法人税見方・書き方講座

法人税確定申告書の注意事項をしっかりとマーク!
わかりやすくポイントを説明します!

【会場】大森法人会館3F研修室

- ③ 3月 6日(水) 13時30分～16時00分
- ④ 3月13日(水) 13時30分～16時00分
- ⑤ 3月21日(木) 13時30分～16時00分



税金クイズ あなたの税知識は?

次の問題に番号で答えてください。

- A 法人が支出した寄付金の額は、全額が損金算入となるでしょうか。
① ○ ② ×
- B 売上に係る対価の返還等を行った適格請求書発行事業者は、その金額にかかわらず、適格返還請求書を交付する義務があるでしょうか。
① ○ ② ×
- C 法人が非居住者や外国法人から日本国内にある不動産を借り受け、日本国内で賃借料を支払う場合、その賃借料の支払いの際に源泉徴収を要するでしょうか。
① 源泉徴収を要する。 ② 源泉徴収を要しない。
- D かつて、明治から昭和にかけて国税として骨牌税(こっぱいぜい)というものが存在ましたが、これは次に掲げるもののうち、どれに課税されたものでしょうか。
① カルタ ② 墓石 ③ 将棋駒

※ 答えは19ページに

フォーカス

No.181

鈴木 晶雅

大田区長

新しい大田区の「顔」として



令和6年の新年を迎えるにあたり、昨年4月23日の選挙において新しい大田区の「顔」として区長に選ばれた鈴木晶雅氏をお迎えしました。区議会議員として、また都議会議員として長きに渡って大田区に尽力されてきた鈴木区長が目指すこれからの区政、また大森法人会に期待することなどについておうかがいしました。

笑顔とあたたかさあふれる区政の実現を目指して

あけましておめでとうございます。

私は、令和5年4月の大田区長選挙に立候補し、多くの皆様からのご支持をいただき、勇退された松原忠義前区長からバトンを受け継ぐ形で4月27日に第7代大田区長に就任させていただきました。

振り返りますと、私はこの世界に身を投じて40年が経ちます。元東京都知事の故石原慎太郎氏の第一秘書から始まって、平成3年からは区議会議員、平成15年からは都議会議員ということで、約40年間大田区内の隅々を自分の足で歩きながら、地域の皆さんとの声を聞き、お一人お一人のご要望にしっかりと耳を傾けて、それぞれのステージで自分の役割を果たしてきたというのが、自分の一番の強みだと思っています。

区長として、新しい大田区の「顔」として、その経験と自分の姿勢を活かしつつ、この魅力あふれる大田区という街において笑顔とあたたかさあふれる区政の実現を目指すことが様々な施策の一番の土台になります。

私はまた、行政のトップの「顔」として、職員との対話、現場の感覚を大切にするよう心がけています。部課長や庁舎にいる職員ばかりでなく、町の中で活躍して現場を担っている職員や委託業者の方々ともなるべくこちらから声をかけて、その声を自分自身が感じ取る機会を持つようにしています。こうした行動の中で、新たな気づきやアイデアが、政策につながるきっかけになると思っています。

可能な限り現場を訪れて自分の目で確かめた上で、政策を実行していくことも、重視しております。

多様な顔を持つ大田区の可能性

大田区にはまだ知られていない、魅力的なスポットが数

多くあると感じております。ご案内の通り、大田区は23区で面積は1番広く、最多の製造業と商店街数を誇り、食文化、自然、産業、銭湯、商店街、そして鉄道と空港など、様々な魅力にあふれています。多様性を持つ都市において人々の暮らす、働く、訪れるという活動が、地域力を源として、生き生きと展開される様子があります。

そして、世界の主要都市とつながる羽田空港や高度な技術力を持つ多くの町工場、大企業といった工業の面、あるいは、にぎわいあふれる商店街、多摩川をはじめ、海辺や、台地部など、豊かな自然と美しい町並みを有しております、歴史、文化、東京の縮図と言われるような多くの可能性を持っていると自負をいたしております。

また、大田区は昨年5月に内閣府から2023年度の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。それを契機にSDGs未来都市としての役割、新空港線事業の推進及び羽田空港周辺のまちづくりを政策の主軸としながら大田区らしい多彩な景色がより多くの人を引きつける魅力ある街づくりを実現してまいります。

国内外の玄関口である羽田空港は、まさに世界と地域をつなぐゲートウェイであり、国際都市おおたとして、今後も共存共栄していく存在であると考えております。

法人会は広く社会に貢献する経営者の団体として期待

私自身も大森法人会の一員で、特に青年部を通じて長いこと活動をご一緒してまいりました。その中で常に素晴らしいと思っていたのは地元の中小企業の皆さんのが、大森法人会を通じて情報交換したり、自分たちが納めている税について学んでおられるということです。

さらに長年にわたり区政運営だけではなく、広く社会に多大なご協力をいただいておりまして、本当に、感謝を申し上げます。近年の法人会の活動といたしましては、区内の児童生徒を対象に、法人会女性部が主体となり、租税教育の一環として実施されている「税に関する絵はがきコンクール」がございます。これまで12回開催されましたこのコンクールは、未来を担う子どもたちに、税への理解と関心を深めていただくための取り組みで、毎年子どもたちらしい素晴らしい作品が寄せられている、と嬉しく思つ



顔

人に顔あり、街にも顔あり
今号の顔は何を語るか：

ております。

大田区としましても、区内の産業が抱える課題に積極的に取り組んでまいります。今後も法人会や納税に関してご協力をいただきます各団体の皆様におかれましては、引き続き、税のオピニオンリーダーとして企業間だけではなく地域と連携し、広く社会に貢献する経営者の団体の役割を担っていただけると期待しています。

休日は公園で孫と遊んでリフレッシュも

休日は孫たちと公園にいったり、近くのランニングコースを走ったりすることで楽しみながらリフレッシュする時間を大切にしています。

そのほか趣味としては、読書、絵画鑑賞、銭湯巡り、家庭菜園での野菜づくりもあります。

石原慎太郎先生の秘書時代から不規則な勤務で忙しく過ごしており、妻の支えがあり政治家及び区長公務をつとめていられる感謝しています。

自分の後ろ姿、日々懸命に努力している背中をみて、子どもや孫たちに勇気、元気が与えられる存在になっていれば嬉しく思います。

そして、私の区長としての前向きな取組みが大田区民に笑顔をもたらすことができますよう努力してまいります。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

教育にも力を
いれています!

OGC海外体験ルーム

「国際都市おおた」を掲げる大田区で、国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、今年度から、大森東小学校をおおた国際教育推進校に指定し、「おおたグローバルコミュニケーション」略してOGCと称した教育活動に取り組んでいます。

実践的な英語力を身につけるために、新たにリニューアルされた教室の一つを海外体験ルームとして活用しています。

この海外体験ルームは、教室の壁面に海外の場面を立体的に映し出し、実際に海外にいるような没入感の中で、臨場感を感じながら英語によるコミュニケーションを学ぶことができます。これからの次代を担う子どもたちがいろいろな経験を通して、自信をつけ成長できるよう教育にも力をいれてまいります。

学びの多様化学校

・区の不登校児童・生徒数は年々増加し、令和4年度は1,283人となりました。このことは、私も喫緊の課題として捉えており、令和3年度には、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）分教室「みらい学園中等部」を開室し、また、令和6年度からは、旧大森東四丁目センターに「みらい学園初等部」を開室します。

今後も区として、不登校児童・生徒が学びたいと思える場を様々用意できるよう後押ししていきたいと考えています。

・私は、笑顔とあたたかさあふれる大田区を目指しています。

いじめや不登校がなく、大田区の子ども達が、お互いを尊重し、それぞれの個性を最大限発揮できるように育つてほしいと思います。

■プロフィール
鈴木 晶雅（すずき あきまさ）

生年月日
昭和33年6月29日

学歴
日本大学法学部政治経済学科 卒業

経歴

- 平成3年から平成13年
大田区議会議員
- 平成15年から平成29年
東京都議会議員
- 令和2年から令和5年
東京都議会議員
- 令和5年4月27日
大田区長

〈インタビュー〉

- | | |
|---------|--------|
| ・矢野口 智一 | ・中西 亮 |
| ・岡本 勝子 | ・保坂 浩一 |
| ・縣 伸幸 | ・山科 早穂 |

〈文〉
・須貝明司

12月14日 大田区役所区長室にて

● O-TAXトレジャーハンティング

日時▶10月29日(日) 場所▶ハネダPIOパーク 参加人数▶約100名

管内の小学生を対象にカードゲームで楽しく遊びながら
「税」について学んでいただきました。



● OTAふれあいフェスタ

日時▶11月4日(土)・5日(日) 場所▶平和の森公園緑のエリア

参加人数▶8名

大森税務六団体が協力し税金クイズを行いました。両日とも天候に恵まれ、約188,700人の方々が来場し「地域のふれあい」や「交流の輪」を感じることができた2日間となりました。



● 女性部署長講演会

日時▶11月7日(火)

場所▶法人会館研修室

参加人数▶19名

講師▶第一部 大森税務署 遠藤署長
第二部 高橋モータース 葉阪氏



遠藤署長



葉阪氏

大森税務署遠藤署長にご講演いただき、終了後は署の幹部の方々とクリスマス飾りのスワッグを作成しながら、貴重な意見交換会を実施しました。





● 全国青年の集い山形大会

日時▶11月10日(金)
場所▶やまぎん県民ホール
参加人数▶3名
講師▶山中 大介 氏



● ティッシュ配り

日時▶11月13日(月)
場所▶JR大森駅周辺
参加人数▶39名



4年ぶりに大森税務署、大森法人会正副会長、広報委員、支部役員、部会役員で
「税を考える週間」の広報PRとしてティッシュを配布しました。

● 納税表彰式

日時▶11月14日(火)
場所▶池上本門寺朗峰会館
参加人数▶21名



令和5年度納税表彰式受賞者一覧

大森税務署署長表彰

株式会社佐藤熔工	佐藤 啓一
ブルーライン株式会社	高橋 光一

大森税務署署長感謝状

有限会社エス・ティー・ワールド	高橋 盛
フィーサ株式会社	斎藤 進
株式会社宗川工務店	川越 宗俊

東京国税局長感謝状 租税教育推進校等

公益社団法人大森法人会

東京国税局長表彰

シールエンド株式会社	寺田 次朗
------------	-------

大森法人会会長感謝状

有限会社富士精機製作所	荻野 拡昭
株式会社佃浅商店	杉原 健司
大門商事株式会社	大門 幹宗
株式会社ニッケンフーズ	西 秀高
関東管財株式会社	小林 俊之
株式会社ファーストピース	伊藤 和弥
株式会社トーカン	伊藤 健二
株式会社三和電機製作所	林 武宏
高橋モータース	葉阪 美紀子
菱熱サービス株式会社	松本 修
アカルドコンサルティング株式会社	近藤 尚之
株式会社 B TRUST ADVENTURES	鎌田 康敬



● 第4支部会員交流会

日時▶11月16日(木)
場所▶横浜ベイホテル東急
参加人数▶29名

約4年ぶりに会員交流会を行いました。横浜の夜景を一望できるパシフィックルームで、食事を楽しみながら親睦を深めました。



伊藤支部長

● 区長懇談会

日時▶11月24日(金)
大田区三法人会(大森・蒲田・雪谷)では、鈴木大田区長との懇親会で、令和6年度税制改正に関する要望活動を行いました。



● 公開講座

日時▶11月25日(土) 場所▶大田区総合体育館 サブアリーナ
参加人数▶71名 講師▶今井 麻椰 氏

「Never too late」と題しFIBAワールドカップ2023バスケットLIVE現地リポーター講演も務められた今井麻椰さんに講演いただきました。講演後はアースフレンズさんのバスケット観戦をしました。



● 第3支部研修会

日時▶12月7日(木)
場所▶法人会館研修室
参加人数▶15名
講師▶音田 崇幸 氏



「働き方改革！2024年問題 具体的対応策と労務リスク管理の要点」



● 源泉部会施設見学会 源泉部会研修会

日時 ▶ 12月13日(水)

場所 ▶ 東商アローズ・日本銀行本店

参加人数 ▶ 17名



● 決算書読み書きトレーニング

日時 ▶ 12月19日(火)

場所 ▶ 法人会館研修室

参加人数 ▶ 31名

講師 ▶ 小澤 雅典 氏



決算書を「数字ではなくイメージ」で掴むコツを教えていただきました。

参加された方からは、なにも知らなかつた状態から理解できるようになった。

とても勉強になったとの声を多くいただきました。

● 年末調整説明会

日時 ▶ 11月6日(月)

場所 ▶ 大田文化の森多目的室

参加人数 ▶ 55名

● 京浜島年末調整説明会

日時 ▶ 11月16日(木)

場所 ▶ 京浜島勤労者厚生会館

参加人数 ▶ 38名

● 源泉部会年末調整説明会

日時 ▶ 11月9日(木)

場所 ▶ 法人会館研修室

参加人数 ▶ 29名



● 第1・3支部合同特別研修会

日時 ▶ 11月7日(火)

場所 ▶ 入新井集会室

参加人数 ▶ 40名



講師 ▶ 大森税務署 沼澤 副署長、法人課税第一部門 平田 上席

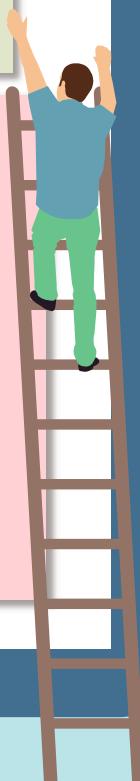


● 第2・4・5支部合同特別研修会

日時 ▶ 11月27日(月)

場所 ▶ 法人会館研修室

参加人数 ▶ 35名



本年もどうぞよろしく
お願ひ申しあげます

令和六年 元旦

おかげさまで創業90年

SINCE 1930
調味料の事なら
水牛食品にお任せください
www.suigyu.co.jp

液体パッキング等補修剤の製造販売
配管等接着力潤滑剤
シールエンド(株)

精密部品加工業
(株)志村精機製作所

冷暖房設備工事・電気工事
(株)中央電機設備

光学機器製造
新青果卸売協同組合

<p>(株)齊藤木工所 木製建具・造作家具工事 大田区中央八一七二 電話三七五三一〇二八一 FAX三七五三一六五七六</p>	<p>(有)岡本製作所 精密試作・レーザー加工 大田区中央七一六一八 電話三七五三一九五〇 FAX三七五三一九五〇</p>	<p>(株)トーカン コンサルタント業 岡本勝子 大田区中央七一六一八 電話三七五三一九五〇 FAX三七五三一九五〇</p>	<p>ユノメディコム(株) 調剤薬局 田中佳子 大田区中央一三一五 電話六七五三一五八一〇 FAX六三二七一四五七七</p>
<p>(株)新国際観光 旅行業・福祉輸送業 大田区池上四一六一九 電話三七五三一九三四〇 FAX三七五三一九三四〇</p>	<p>(株)玉子屋 真心こめたお弁当をお届け 大田区中央八一四四一七 電話三七五四一六一六七 FAX三七五四一六〇六七</p>	<p>(株)ダイ二チ ゴム・樹脂・耐熱材を創造 菅原勇一郎 大田区中央八一四二一五 電話三七五四一六一三一 FAX三七五四一九七七</p>	<p>(株)豊 機械板金加工 上原雅彦 大田区中央八一三一 電話三七五二一五一四四 FAX三七五四一九二六</p>
<p>(株)丸都ユニホールム 作業服・白衣作業用品販売 大田区南馬込一一五 電話三七七六一五四二 FAX三七七六一五四二</p>	<p>東京都京浜島工業団地協同組合連合会 大田区京浜島二一一〇二 電話三七九〇一〇〇二一 FAX三七九〇一六〇三二</p>	<p>協和工業(株) 精密板金加工 秋山飛馬 大田区京浜島二一一五 電話五七五五一七〇三一 FAX五七五五一七〇三六</p>	<p>(株)京福商店 再生資源リサイクル業 笠井聰志 大田区京浜島二一一五 電話五七五五一七〇三一 FAX五七五五一七〇三六</p>
<p>(株)三和電機製作所 電気機器器具製造業 大田区中馬込三一五 電話三七七二一六一 FAX三七七二一六一</p>	<p>(有)エス・ティ・ワールド プラグ付電源コード製造・販売 高橋盛 大田区中馬込二一一六 電話三七七六一三三一 FAX三七七六一三三二</p>	<p>(株)大森電工 T.Vアンテナ・電気防災工事 大田区中馬込二一一二 電話三七七五一四五九一 FAX三七七五一四六四一</p>	<p>(有)工ヌフオーラム アフラックの保険募集代理店 中西亮 大田区北馬込一一八一 電話五七〇九一六一 FAX五七〇九一六一</p>
<p>東京大田市場青果卸売協同組合 青木稔 大田区東海三一一 電話五四九二一三〇〇 FAX五四九二一三〇〇</p>	<p>矢野口自工(株) 自動車修理・販売 矢野口智一 大田区城南島四五 電話三七九九一〇七五 FAX三七九九一〇七五</p>	<p>平和工業(株) めつき業 内藤雅文 大田区京浜島二一一四 電話三七九〇一一〇三一 FAX三七九〇一二八二八</p>	<p>京急開発(株) 天然温泉平和島ボートリース平和島 石井哲夫 大田区上池台五 電話五七五四一三六二六 FAX五七五四一三六二六</p>
<p>（株）R.I.S.E 保険代理店 市川隆 大田区東嶺町三〇 電話六四三一三五九 FAX六四三一三五九</p>	<p>（株）ダイナツクス クラウドサービス 佐藤潤 渋谷区恵比寿四 電話五四八八一七〇六三 FAX五四八八一七〇六三</p>	<p>（株）R.I.S.E 保険代理店 市川隆 大田区東嶺町三〇 電話六四三一三五九 FAX六四三一三五九</p>	<p>富山測機工業(株) 光学機器製造 富山均 世田谷区上野毛一 電話六四三一八五三 FAX六四三一八五三</p>



謹んで新年の
御祝詞を申しあげます



大和鋼機(株)
金属材料試験加工

(株)共栄物流サービス
発送代行業

大森駅ビル(株)
大森ララ不動産賃貸管理

(株)ファーストピース
自動車販売・リース業

(株)昭和製作所
特殊精密試作部品
材料試験片・超音波標準試験片

(有)日軽急送
軽貨物運送

(株)ミク
建設不動産業

三ツ木建設工業(株)
総合建設業

小松ばね工業(株)
精密ばね製造・販売

(株)オズタツク
住宅資材卸売

大志技研(株)
切削工具再研磨、再コート

(株)ニッケンフーズ
各種冷凍食品の企画販売、製造・物流

(株)アksesリー
アクリル・ミュー・ジアム

(株)三井
貸ビル・有料駐車場

(株)萩原製作所
金属機械加工・製缶

(株)佃浅商店
佃煮・惣菜の製造および販売

京浜容器(株)
再生資源空容器卸売業

(有)太陽精器製作所
計量電子センサー試験機用の特注部品加工

(株)アシスト
葬祭業

関東管財(株)
建物管理・警備業

(有)富士精機製作所
熱間鍛造金型モールドベース加工

(株)佐藤熔工
建築金物設計製作

ティヴィバルブ(株)
空気操作式自動バルブ製造業

平賀機械工業(株)
各種自動機メーカー

(株)連帶運輸
運送業・保管業庫

川崎亮夫
葬祭業

射出成形金型

モールドベース加工

大田区大森南三一〇一六

三七四四一四八一

FAX三七四四一四八一三

大田区大森南五三一五五

三七四二一五一六六

FAX三七六三一四三二七

大田区大森東三三一八

三七六三一四三二一

FAX三七六二一八四六三

大田区大森西三一三一四

五七五三一〇三四〇

FAX三七六五一七〇三九

大田区大森北三三九一五

五七五三一〇三四〇

FAX三七六四一三三三

大田区大森西一九一〇六

三七六五一九一〇六

FAX三七六五一九一〇六

大田区大森中一九一〇五

三七六一一五一九五

FAX三七六一一五一八五

大田区大森東一一二一四

三七六一一五一九五

FAX三七六一一五一九五

大田区大森東一一二一四

三七六一一五一九五</

中学生の「税についての作文」紹介

大森納税貯蓄組合主催、大森税務六団体共催による令和5年度中学生の「税についての作文」表彰式が12月13日(水)大田文化の森ホールで行われました。

管内中学校から「税の大切さ」「税の使われ方」「税の未来」についての作品1305編の応募をいただき、その中から優秀作品が選ばれ、表彰式が行われました。

公益社団法人大森法人会会長賞に選ばれた、立正大学付属立正中学校三学年 清船舞さんの作品をご紹介させていただきます。



志村副会長から表彰を受ける清船さん

公益社団法人 大森法人会会長賞

「大切な命と未来のための税金」

立正大学付属立正中学校 三学年 清船 舞

生理用品を買っているときにふと思いました。“なぜ生理用品は無償化されないのだろう”考えてみると、税金で無償化されるべきだと思いました。

そこで、私は生理用品が無償化されている国を調べてみました。すると、スコットランド、ニュージーランドその他二つの国で無償化されていることを知りました。その目的としては、“女性が生理による負担をすべて無くす”ということでした。

では、なぜ日本は生理用品を無償化しないのでしょうか。

それについて調べてみると、市や区では、とくろどくろ配給していると知りました。しかし、「生理用品を配給していることを知っている」という人は約五割で、「知っているが、恥ずかしくて利用できない」という人は約七割と知りました。それなら、配給をしていることを広告などで広め、生理用品を直接受け取ることが恥ずかしいのなら、配達で家まで届けるなどの工夫が必要だと思います。また、市や区がとくろどくろ配給するのではなく、日本全国が行うべき活動だと思います。しかも、生理用品は安いものではありません。最近では、「生理の貧困」という言葉が話題となっています。その理由の多くは、「生理用品に使うお金がない」ということです。

生まれる性別は選べません。では、なぜ女性だからといってこの負担を負わなければならないのでしょうか。

また、こんな広告をテレビで見ました。それは、「なぜトイレにトイレットペーパーは置いてあるのにナプキンはないのか」という疑問が提示された広告でした。私はその広告を見て、「確かに」と思いました。それと同時に「他の人も疑問に思っている人がいるのだろう」と思いました。また、その広告を出している会社は、トイレにナプキンを設置する運動を行っています。それを知り、もっとこの様な配慮が必要だと思いました。なぜなら、その会社の公式ページで調べてみると、生理で不調のときに「職場での理解が得られない」と感じた人は約四割で、外出時に、一番の困り事は「ナプキンの取り換え」で約六割。また、その対処法は「我慢した」が六割でした。そして、仕事場にナプキンが常備化したら「使いたい」との声が八割でした。だから私は、配慮が必要だと思います。

このように私は、女性が生理による負担を税金で補うことが大切であり、また、女性が安心して使える生理用品を配給することが大切だと思います。

第12回 税に関する絵はがきコンクール

このコンクールは、全国法人会総連合女性部会が租税教室の一環として全国に推進している活動です。今回、管内の6年生を対象に作品を募ったところ262点の応募がありました。厳正な審査の結果、「会長賞」「大森税務署長賞」「大田区長賞」「教育委員長賞」「都税事務所長賞」「税制税務委員長賞」「女性部会長賞」の7点と「入選」5点を選定致しました。ご協力頂きました管内の小学校の先生方、お忙しい中誠にありがとうございました。女性部会では引き続き絵はがきコンクールを継続していきます。皆様のご協力よろしくお願ひします。

〈女性部会長 田中佳子〉

大森税務署 署長賞



入新井第四小学校 高嶋 こころ

税制税務委員会 委員長賞



徳特小学校 新津 乙音

大森法人会 会長賞



大森東小学校 田端 詩歩

女性部会 部会長賞



梅田小学校 小島 将暉

大田区 区長賞



馬入第三小学校 福島 豪之助

教育委員会 教育長賞



大森第三小学校 大滝 実由

大田都税事務所 所長賞



大森東小学校 石田 明

入選



池上小学校 中西 夏男



入新井第四小学校 伊藤 優莉奈



開桜小学校 佐藤 海那歩



大森第三小学校 西谷 晴香



大森第三小学校 石田 紗雪

TAX information

キャッシュレス納付をご利用ください！



※税務署4月から
国税のダイレクト納付
(e-Taxによる口座振替)が
ますます便利になります！

おもてなし税理士がお手伝いする
お手軽な電子納付サービスです。

振替の納付手数料は
こちらから

※税務署4月から
地方税のお支払いが
簡単・便利になりました！

おもてなし税理士は、税務署の窓口や
スマートフォンで操作できます。
e-Tax (e-TAX) は、おもてなし税理士
がお手伝いする電子納付サービスです。

地方税の納付手数料は
こちらから



使ってみると便利です！
キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付の3つのメリット！

- おもてなし税理士から納付可能！
- PCやスマートフォン手帳式！
- 画面の操作が不要！

ダイレクト納付

おすすの

●納付手数料
e-Tax (e-TAX)による直接な手数料
手数料をした税理士窓口から、口座
振替により納付する方法です。

●モバイル電子納付

おもてなし税理士窓口 (税理士登録付)
など納付の機会が多い方、ご自身で選択
日を設定したい方

新規納税 (口座振替)

●新規納付
手数料をした税理士窓口から、直接的に
手数料を手数料、切符の支給など手数料納付
している方、税理士の窓口を直接したい方

インターネットバンキング
による納付

●インターネットバンキング
おもてなし税理士 (税理士登録付)による
直接の手数料の多い方

クレジットカード・スマートアプリ納付

●クレジットカード
おもてなし税理士 (税理士登録付)による
直接の手数料の多い方

納税証明書もスマホで請求ができます！

さらに便利に！/
電子納税証明書(PDF)が
スマホで請求＆受取できる！

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax (SP版)を
使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！

メリット①

いつでもどこでも！
スマホで
完結！

タブレットでも！

メリット②

手数料が
お得！

1枚目1年度あたり370円
※複数枚請求の場合は、
3枚目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば
何度でも
印刷・使用可能！

パソコンに接続して
印刷サービスを利用する場合は、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人 (法人の場合は代表者本人) の
マイナンバーカードが必要です。

スマートを利用した電子納税証明書(PDF)の納付は、本人 (法人の場合は代表者本人) の行うことができます。
代理人の方法は手持ちのパソコンから選択してください。



他にもまだある 納税証明書の便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求にはe-Taxを使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成

税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

*****オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)*****

① 自宅やオフィスで請求

- ▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年間 1枚370円
複数での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。
※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

令和6年度 税制改正大綱

一法人会の税制改正提一

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の 金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス税制は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいづれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があつた後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正

- ①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の宮業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。
- ②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
- (イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
- (ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- ③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- ④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかつたことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることになります。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることになります。

(4)住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- ①40歳未満であって配偶者を有する者
- ②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受けるものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないことになります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できることとされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聰一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

TOPICS



広島西南法人会 五日市支部より



五日市支部 佐伯区民まつり



五日市駅 税を考える週間



異業種交流会 大野支部長挨拶



異業種交流会 バンド演奏

令和5年における五日市支部の活動は、11月5日（日）に4年ぶりとなる湯来フェスでの税金クイズ、及び同じく11月12日（日）の佐伯区民まつりにて税金クイズを行いました。意外に知らない税金についてのクイズに、子どもも大人も大いに楽しました。また11月15日（水）には「税を知る週間」にあたり税のPRをJR 5日市駅前で行いました。さらに12月1日（金）には異業種交流会を開催し、会員によるバンド演奏などもあり、参加者一同大いに交流を深めることができました。また小学校への租税教室の講師活動は、五日市が小学校の多い地区でもあり、各会員企業の方々により活発に行っております。租税教室を行った小学校から感謝の声をお聞きできることは、大変うれしく思います。

今後も、支部会員一同、地域社会、および会員企業皆さんため、しっかりと楽しく活動を行っていけるようにしたいと思います。引き続きご協力、ご支援の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

公益社団法人 広島西南法人会

廿日市市桜尾2丁目2-68 廿日市第二庁舎一階 TEL(0829)20-5102



GOVERNMENT EDUCATIONAL LOANS
国の教育ローン
あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは
教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～19:00



0570-008656



日本政策金融公庫

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は
ご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない
場合等は、03-5321-8656におかけください。





ジャスト・ワン・ワード



◆人の人生は、人は誰でも大なり小なり禍と幸い、喜びと憂はつきものであって、これが常に回転しているのであります。そのわざわいや憂いにこそ人間が進歩と成長してゆく大切な過程がありますから苦難や困難こそ成功のカギだと思います。実は私も病気を患っています。しかしものごとは「終わりよければ全てよし」と言われるように、何事も良い結果で締めくくれば、途中の失敗や苦労もすべてが吹きとんで報われます。節分を機にたくましく生きて行こうと思います。

(広報委員 石井 幸恵)

◆2024年の干支は「辰年」です。「辰」は干支の中で唯一の実在しない、想像上の生き物であり、万物が成長して動きが盛んになる象徴とされています。つまり、2024年は「物事のはじまり」や「大きな成長」という意味を込めた年と言えます。2024年11月15日に、アフラック生命保険株式会社は創業50周年を迎えます。大森法人会会員企業の皆様も含めて、すべてのステークホルダーの皆様に感謝を届け、貢献していく1年にしたいと考えております。昨年から取り扱いを開始した「アフラックのよりそがん相談サポート」というサービスをすべてのがん保険制度にご加入・ご検討の皆様にしっかりとご案内をし、サービス統合型のがん保険制度の価値提供の実現をする1年にしていきます。

(広報委員 アフラック生命保険(株) 藤岡 潤)

今回も
全問正解
ですよ



税金クイズの答え



- A ① 寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与をいいます。法人が寄附金を支出したときは、原則として一定額を超える部分の金額は損金の額に算入されないことがあります。
- B ② 令和5年度税制改正により、適格請求書発行事業者が売上に係る対価の返還等を行った場合であっても、その金額が1万円未満(税込)である場合には、適格返還請求書の交付が不要とされました。
- C ② 非居住者や外国法人から日本国内にある不動産を借り受け、日本国内で賃借料を支払う者は、法人はもちろん個人(事業者かどうかは問いません。)であっても、その支払の際20.42パーセントの税率により計算した額の所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。なお、不動産の賃借料のうち、土地、家屋等を自己またはその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものは、源泉徴収をする必要はありません。
- D ① 骨牌はカルタや麻雀牌を意味しました。骨牌税は明治35年に導入され、カルタのほか、麻雀牌・花札・トランプにも課税されました。この当時、カルタは贅沢品とされていました。

CLOSE UP

ご存知ですか



企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするために、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検結果記入表 ～3月31日（令和6年）～																				
点検項目		点検結果	点検方針																	
18 確認したところ遅延が1件あつた。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。																		
○ 点検項目チェック表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>科番号</th> <th>点 検 事 項</th> <th>点 検 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">税務取扱手続</td> <td>14: 本年度と前年度の損益は一致していませんか。 損益手続にて算出方法が正しくない場合は、その理由を明確に示してください。</td> <td><input type="radio"/> <input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>15: 本年度に上場会社に該当する場合は、その理由を明確に示してください。</td> <td><input type="radio"/> <input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>16: 売掛（借入）と債務の回収が一致していませんか。</td> <td><input type="radio"/> <input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>17: 前取引会社と本年度の取引額が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。</td> <td><input type="radio"/> <input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>18: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。</td> <td><input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">税務取扱手続</td> <td>19: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。</td> <td><input type="radio"/> <input type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table>				科番号	点 検 事 項	点 検 結 果	税務取扱手続	14: 本年度と前年度の損益は一致していませんか。 損益手続にて算出方法が正しくない場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	15: 本年度に上場会社に該当する場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	16: 売掛（借入）と債務の回収が一致していませんか。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	17: 前取引会社と本年度の取引額が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	18: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	税務取扱手続	19: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
科番号	点 検 事 項	点 検 結 果																		
税務取扱手続	14: 本年度と前年度の損益は一致していませんか。 損益手続にて算出方法が正しくない場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>																		
	15: 本年度に上場会社に該当する場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>																		
	16: 売掛（借入）と債務の回収が一致していませんか。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>																		
	17: 前取引会社と本年度の取引額が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>																		
	18: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>																		
税務取扱手続	19: 営業用（販賣）と本年度の売上高が前年度と比較して大きく変動している場合は、その理由を明確に示してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>																		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に合わせなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL <https://www.tohoren.or.jp/oomori/>

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

○ 東京法人会連合会（東法連）が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○ 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいでいます。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003 (2021年10月27日) P6965

資料請求・
お問い合わせは **TTK** 公益
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiskyo.or.jp/>